

質 問 回 答

案件名：令和8年度学習系タブレットのネットワーク高速化に係る機器等賃貸借（月額）

	質 問	回 答
1	・ 中途解約につきまして 本件は長期継続契約という認識でよろしいでしょうか。 また貴市において、予算の削減など受注者の責によらない事由によってリース期間中に契約が解除された実績はございますでしょうか。 予算の削減等、受注者の責によらない事由により契約が解除された場合、残賃貸借料については別途協議という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本件は長期継続契約に該当します。 本市において、予算削減等の理由により、リース期間中に契約を解除したことはありません。 また、リース期間中に本市に帰すべき事由により契約が解除になった場合の取扱いについては、契約書により定めますが、リース会社が残リース料を限度として請求できることを基本的な考え方としています。
2	・ MDMにつきまして 本件はMDM（モバイルデバイス管理）を使用しますでしょうか。使用する場合、リース物件返還時までに貴市の責任で管理対象外としていただく認識でよろしいでしょうか。	本件はMDMを使用しません。

3	・賃貸借契約書につきまして 賃貸借契約書は受注者の形式にて準備するものという認識でよろしいでしょうか。 貴市の様式を使用する場合、事前に契約書案をいただくことは可能でしょうか。	本市の様式を使用いたします。 契約書の様式は、別紙（案）のとおりです。
---	--	---

(案)

賃貸借契約書

契約名 < 契約名 >

賃貸借期間 令和8年(2026)9月1日から令和13年(2031)8月31日まで

賃貸借料 月 額

		¥	○	○	○	○	○	○
--	--	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○,○○○円)

総 額 別紙1のとおり

契約保証金 免 除

賃貸借物件の品名、数量、設置場所 別紙2のとおり

上記物件の賃貸借について、借主と貸主は各々対等な立場における合意に基づき、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、借主及び貸主が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年(2026) ○月○○日

借 主 島根県出雲市今市町70
出 雲 市
出雲市長 飯 塚 俊 之

貸 主 < 住 所 >
< 社名等 >
< 役職 > < 代表者氏名 >

(契約の目的)

第1条 貸主は、その所有する物件を借主に賃貸し、借主は、本契約の条項に従って物件を賃借する。

(賃貸借料)

第2条 賃貸借料は、頭書のとおりとする。ただし、頭書に定める賃貸借料に付されている消費税及び地方消費税の額は、この契約の締結時におけるものであって、以後賃貸借料に付すべき消費税及び地方消費税の税率については、使用月末日時点において施行されている消費税及び地方消費税法によるものとする。

(賃貸借料の支払い)

第3条 貸主は、本契約に定める月額賃貸借料を翌月の10日までに借主に対して請求するものとする。

2 借主は、前項の規定により、貸主から適法な請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を貸主に支払うものとする。

(賃貸借物件の保守)

第4条 借主は、賃貸借物件の引き渡し完了後、賃貸借物件を貸主に返還するまで、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借主は、前項の維持管理のため、部品、付属品の取替え、定期または不定期の検査を行うとともに、そのための費用を負担する。

(契約不適合責任)

第5条 借主は、納入した物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下、「追完請求」という。）をすることができる。

2 前項に規定する場合において、借主は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求をすることができる。

3 前2項に規定する場合において、借主は、物件納入者に対して直接請求を行うものとし、貸主は、その責任を負わないものとする。

4 追完請求及び損害賠償の請求は、契約不適合が借主の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 借主が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を貸主に通知しないときは、借主は、その契約不適合を理由として、追完請求及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、貸主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 貸主は、借主が故意または重大な過失により賃貸借物件に損害を与えた場合は、その賠償を借主に請求することができる。

(保険)

第7条 貸主は、賃貸借物件につき、自己の負担で動産総合保険（風水害、盗難、火災による損害等について補償する特約条項があること。）を付するものとする。

(所有権の表示)

第8条 貸主は、賃貸借物件に貸主の所有物である旨の表示をすることができる。

(権利義務移転の禁止)

第9条 借主又は貸主は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りでない。

(賃貸借物件の移転)

第10条 借主が、賃貸借物件を別紙に記載する設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ文書をもって貸主に通知するものとする。

2 移転に伴う費用は、借主の負担とする。

(借主の解除権)

第11条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 貸主が、借主の承認を得ないで、物件の供給等の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせたとき。

(2) 契約納入期限内に物件を引き渡さないとき。

(3) 所定の期限内又は期限後相当の期限内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められたとき。

(4) 貸主が物件の供給等の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 借主が行なう検査に際し、貸主又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると認めたとき。

(6) 契約に違反し、借主が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、貸主がその違反を是正しないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 借主は、前項の規定により、契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

3 第1項の規定により契約を解除しようとする場合において、貸主が契約保証金の納付を免除されているときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を借主に支払わなければならない。ただし、貸主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 貸主は、前項の違約金をこえて借主に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(談合等不正行為による借主の解除権)

第11条の2 借主は、貸主がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、貸主に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。)を行なったとき。
- (2) 公正取引委員会が貸主に違反行為があったとして行なった独占禁止法第76条第2項に規定する排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 貸主(貸主が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。
- 2 貸主が、共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定により契約を解除された場合について準用する。

(貸主の解除権)

第12条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 物件賃貸借契約の内容が変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 物件の賃貸借中止期間が履行期間の3分の2以上に達したとき。
- (3) 借主の責めに帰する事由により、物件を納入することができないと認められたとき。
- (4) 契約に違反し、貸主が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、借主がその違反を是正しないとき。
- 2 貸主は、借主の責に帰すべき事由により第1項の規定に基づく契約の解除を行なったときは、残存賃貸借料相当額を限度として、支払いを借主に請求することができる。

(長期継続契約に係る特約)

第13条 この契約の締結の日が属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、借主は、この契約を変更し、又は解除をすることができる。

- 2 前項の規定により借主がこの契約を変更し、又は解除し、貸主に損害が生じた場合は、借主及び貸主で協議の上、決定するものとする。

(解除の通知)

第14条 この契約を解除しようとするときは、書面によりすみやかに相手方に通知しなければならない。

(賃貸借物件の取扱い)

第15条 この契約が終了したときの物品の取扱いについては、別途、協議の上決定するものとする。

2 この契約が解除されたときは、借主は賃貸借物件を貸主に返還しなければならない。

3 借主は貸主に賃貸借物件を返還する前に、ソフトウェアデータ消去等により、情報を復元できないように処置をしたうえで返還を行う。データ消去の方法はソフトウェアデータ消去を基本とし、ソフトウェアによるデータ消去が困難な物件があった場合にのみ貸主へ数量等報告の上、ハードウェア等記憶媒体の物理的な破壊を行うことができる。

4 借主は貸主に賃貸借物件を返還する際に、出雲市内の1か所に集積する。

5 貸主は借主が賃貸借物件を返還する際に、借主が集積した賃貸借物件の回収を行う。

(協議)

第16条 この契約に定めていない事項、またはこの契約の履行に疑義を生じた場合は、借主と貸主との協議のうえ決定するものとする。

賃 貸 借 料 総 額

	¥	○	○	○	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○,○○○,○○○円)

賃貸借料にかかる契約期間中の各年度毎の賃貸借料内訳

年 度	月 額 賃 貸 借 料	契 約 月 数	年 度 別 賃 貸 借 料	備 考
令和 7 年度	○○○, ○○○円	1 月	○, ○○○, ○○○円	
令和 8 年度	○○○, ○○○円	1 2 月	○, ○○○, ○○○円	
令和 9 年度	○○○, ○○○円	1 2 月	○, ○○○, ○○○円	
令和 1 0 年度	○○○, ○○○円	1 2 月	○, ○○○, ○○○円	
令和 1 1 年度	○○○, ○○○円	1 2 月	○, ○○○, ○○○円	
令和 1 2 年度	○○○, ○○○円	1 1 月	○, ○○○, ○○○円	

1 リース物品一覧表

項	品 名	型 名	設置場所				合計 数量	備 考
			○ ○ 校	○ ○ 校	○ ○ 校	○ ○ 校		
1	○○○○○	○○	1	1	1		3	○○○
2	○○○○○	○○		3	3	3	9	○○○
3								

2 設置場所

	名 称	所在地
1	出雲市立第三中学校	出雲市大塚町 1 1 6 1 番地
2	出雲市立塩冶小学校	出雲市塩冶町 6 7 7 番地
3	出雲市立高松小学校	出雲市松寄下町 7 2 4 番地)